

フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る 貿易一般保険の取扱いについて

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00055

輸出契約又は仲介貿易契約を含み、かつ、技術提供契約を含む一の契約（以下「輸出契約等」という。）であって、外国において技術の提供又はこれに伴う労務の提供をし、輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）を引渡したときに当該貨物の所有権が輸出契約等の相手方に移転するもの（以下「フルターンキー契約」という。）に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金を回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたものに対する貿易一般保険については下記のとおり取り扱う。

記

保険契約者は、フルターンキー契約に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金等が回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたものにてん補を希望する場合は、貿易一般保険の申込みの際にその旨を申し込むものとし、株式会社日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の特約を付すものとする。

「

フルターンキー特約

（てん補責任）

第1条 株式会社日本貿易保険は、貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第8条第2号の規定にかかわらず、輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の引渡前に発生した輸出貨物等の代金を回収することができないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により輸出貨物等について生じたものをてん補する責めに任ずる。

（保険価額等）

第2条 この特約に係る保険価額及び保険金額は、この証券記載の約款第3条第2号のてん補危険に係る保険価額及び保険金額をとする。」

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。